

千葉市立幕張海浜病院救急救命士による救急処置実施に関する委員会設置要綱

(目的)

第1条 当院に勤務する救急救命士による救急患者への救急救命処置が、安全かつ適切に実施されることを目的とし、救急救命士による救急処置実施に関する委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 重症傷病者が到着し入院するまでの間において実施する救急救命処置の範囲の決定及び周知
- (2) 救急救命処置を指示する医師の決定及び周知
- (3) 救急救命士が実施した救急救命処置の診療録に関すること
- (4) 救急救命士が実施した救急救命処置の検証
- (5) 救急救命士による救急救命処置の実施状況に関する定期的な検証
- (6) 救急救命士が受講する研修の実施及び管理に関すること
- (7) タスクシフトを推進するための救急救命処置以外の業務に関すること
- (8) その他、救急救命士を運用する場合に必要なと考えられる事項について

2 前項の運営に関し必要な事項は、別に運営要領に定める。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 救急科統括部長
- (2) 救急科医師
- (3) 医療安全管理部門の職員 1名以上
- (4) 感染対策部門の職員 1名以上
- (5) 看護師（救急外来担当） 1名以上
- (6) 薬剤師 1名以上
- (7) 放射線技師 1名以上
- (8) 救急救命士 1名以上
- (9) 事務局職員 1名
- (10) その他、院長が必要と認めた職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、救急科統括部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、毎月1回の定期開催のほか、委員長が必要と判断した場合に開催する。

2 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員長は、審議の内容及び結果を院長に報告する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、委員会で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

2 委員は、患者の診療録・データ等の取扱いに注意深く配慮し、個人情報の保護に努めなければならない。

3 患者データを使用し臨床研究を行う場合は、倫理委員会に諮らなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日より施行する。